

平成26年2月13日

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る 特例措置等について

本市におきましては、平成26年2月から適用する「平成25年度公共工事設計労務単価」及び「平成25年度設計業務委託等技術者単価」（以下、「新労務単価」、「新技術者単価」という。）の上昇を受け、工事請負契約及び業務委託契約について、次の措置を実施することとしましたのでお知らせします。

1 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施

次に定める工事請負契約・業務委託契約については、受注者からの請求により、新労務単価に基づく請負代金額に変更する特例措置を講じます。

(1) 適用対象契約

- ア 契約日が平成26年2月1日以降の工事請負契約のうち、改定前の平成25年度設計労務単価（以下、「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算している工事
- イ 契約日が平成26年2月1日以降の業務委託契約（主業務で公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算する業務委託）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算している業務委託

(2) 請負代金の変更について

変更後の請負代金額は、次の方式により算出します。

変更後契約金額 = $P_{\text{新}} \times K$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K ：当初契約の落札率

(3) 請求方法・請求期限

この特例措置に基づく契約金額の変更にかかる受注者からの協議の請求については、契約日から3か月以内若しくは完成の届出がなされるまでに、当該契約を所管する部署に行ってください。

2 インフレスライド条項の運用

一定の既に契約した工事について、賃金等の急激な変動に対処するため、川崎市工事請負契約約款第26条第6項について、次のとおり運用します。

請求にあたっては、工事を所管する部署と十分な協議を行ってください。

詳細については、「賃金等の変動に対する川崎市工事請負契約約款第26条

第6項の運用について」をご覧ください。

(1) 適用対象契約

残工期が基準日から2か月以上ある既契約

※基準日：平成26年2月13日以降で、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日（請求日とすることを基本とします。）

(2) 請負代金額の変更額（スライド額）の考え方

スライド額は、当該契約に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

3 設計業務委託等技術者単価の改定に伴う特例措置の実施

次に定める業務委託契約については、新技術単価に基づく請負代金額に変更する特例措置を講じます。

(1) 適用対象契約

契約日が平成26年2月1日以降の業務委託契約のうち、改定前の平成25年度設計業務委託等技術者単価（以下、「旧技術者単価」という。）又は旧労務単価を適用して予定価格を積算している業務委託のうち次のもの。

- ア 建築設計
- イ 設備設計
- ウ 建設コンサルタント
- エ 地質調査
- オ 測量
- カ 補償コンサルタント
- キ その他、設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を積算している業務委託

(2) 請負代金の変更について

変更後の請負代金額は、次の方式により算出します。

変更後契約金額＝ $P_{新} \times k$

$P_{新}$ ：新技術者単価・新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

(3) 請求方法・請求期限

この特例措置に基づく契約金額の変更にかかる受注者からの協議の請求については、契約日から3か月以内若しくは完成の届出がなされるまでに、

当該契約を所管する部署に行ってください。

4 その他

今回の措置の対象契約については、入札のお知らせや指名通知等により、対象契約となる可能性のある旨をお知らせします。

既に入札・契約手続が行われている契約については、今回の措置について対象となる可能性のある旨を別途受注者にご連絡します。

◎事業者の皆様へお願い

今回の措置は、技能労働者等への適切な賃金水準確保のために行うものです。

受注者の皆様には、趣旨を御理解いただき、技能労働者への賃金水準引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約となるよう、適切な対応をお願いします。

◎詳しくは、平成26年2月13日に公表した下記の特例措置等を御確認ください。

- 1 「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」
- 2 「賃金等の変動に対する川崎市工事請負契約約款第26条第6項の運用」
- 3 「平成26年2月から適用する設計業務委託等技術者単価等の運用に係る特例措置」

【問い合わせ先】

◎制度に関すること

財政局資産管理部契約課

土木契約係 044-200-2098

建築契約係 044-200-2100

調整担当 044-200-3116

契約管理係 044-200-2097

◎個々の契約に関すること

当該契約を所管する部署にお問い合わせください。